

会員各位

(社)佐賀県薬剤師会  
会長 高祖 順一

## 平成20年度「高度管理医療機器等販売等に係る継続研修会」の開催について

平成17年の改正薬事法の施行に伴い、平成18年4月1日から高度管理医療機器販売業・賃貸業の営業所の管理者及び修理業の責任技術者には、毎年継続研修の受講が義務付けられました。

当会では、平成18年度より日本薬剤師会と共催し、この継続研修を実施しております。

つきましては、今年度の研修会を下記にて開催いたしますので、高度管理医療機器販売業・賃貸業の許可を受けている薬局は各店舗につき1名(届出営業管理者)は、必ずご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

日時 平成21年 2月7日(土)18時~

場所 佐賀県薬剤師会館2F研修ホール  
佐賀市本庄町大字本庄 1269-1 TEL:0952-238931

研修内容 薬事法その他薬事に関する法令  
医療機器の品質管理  
医療機器の不具合報告及び回収報告  
医療機器の情報提供

講師 研修内容 佐賀県健康福祉本部 薬務課  
研修内容 ~ テルモ(株)安全情報管理部安全情報課

受講料 会員3,000円 非会員5,000円 (テキスト代込み・当日納付)

研修の目的 この研修会は薬事法施行規則第168条および第175条第2項に基づく医療機器販売業等の営業所の管理者に対する研修ならびに同規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修として実施するもの

受講対象者 高度管理医療機器等の販売業等の営業管理者  
医療機器修理業の責任技術者 特定管理医療機器販売業等の営業管理者

修了証 全ての研修を受講された方に限り修了証を交付します。  
研修中、長時間の離席者、終了前に退席された方には修了証の交付は出来ません。

申込方法 申込書に記入の上、テキストの準備がありますので

1月15日(木)までに 薬剤師会事務局宛FAXにてお申し込み下さい。

佐賀県薬剤師会事務局 FAX 0952-23-8941

・ ・ ご注意 !! ・ ・

昨年から営業管理者が変更となっている場合は、薬務課へ変更届けの提出を済ませてから研修会の申込をしてください。

**\*必ず変更後の管理者が受講して下さい。\***

平成20年度 医療機器販売業の営業管理者、  
医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修

申込書

申込日 平成 年 月 日

社団法人 日本薬剤師会  
会長 児玉 孝 様

社団法人 佐賀県薬剤師会  
会長 高祖 順一 様

\* 申込書に不備がある場合、受付出来ませんのでご注意ください。

受講番号	*実施機関記入
------	---------

ふりがな		性別	男 ・ 女
受講者氏名 ( 管理者 )	印	生年月日	大正 昭和 年 月 日
会員・非会員の区分	佐賀県薬剤師会 会員 非 会 員		
薬局・薬店(事業所) 名			
薬局・薬店(事業所)の住所	〒		
薬局・薬店(事業所) TEL・FAX	TEL		FAX
医療機器販売等の許可番号		許可年月日	平成 年 月 日

受講要件 の確認	販売業等の営業管理者		修理業責任技術者	
	販の売業等の営業管理者及び修理業責任技術者兼務			
	該当する項目の にチェック			
基礎講習の受講 (注1)	(社)日本ホームヘルス機器協会 (財)医療機器センター (財)総合健康推進財団	修了証番号 (注1)		

申込日及び太線の中のみご記入下さい。

(注1) 基礎講習の受講、修了証番号欄は薬種商、薬剤師の方は記入不要です。

(申込書にご記入いただいた個人情報は、継続研修関連業務以外には使用いたしません。)

《 送信先：佐賀県薬剤師会 FAX 0952-23-8941 》